

外国人滞在型観光促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 一般社団法人松江観光協会は、松江市への訪日団体旅行の誘客促進に要する経費に対し、予算の範囲内において外国人滞在型観光促進事業補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 旅行業者が企画・実施、手配した訪日団体旅行に対して、その実施に要する宿泊経費の一部を助成し、もって松江市への訪日旅行客の増加を図ることにより、松江市の観光事業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「訪日団体旅行」とは、旅行業者(旅行サービス手配業者を含む。)が企画・実施、手配した団体旅行のうち、日本国外で販売するものをいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる訪日団体旅行(以下「ツアー」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1)外国籍を有する者のみを対象とするもの。

(2)1回の送客人数が15人以上(ツアーガイド等関係者及び宿泊費無料(施設利用料のみ)となる乳幼児、児童を除く。)であるもの

※ツアーガイド等関係者にはドライバー、ツアーリーダー、ツアーコンダクター等を含むものとする。

(3)観光を目的とし、松江市内の宿泊業を営む施設に2026年4月1日から2027年3月31日までに1泊以上宿泊する目的でチェックインするもの。

(4)「島根県国際チャーター便促進支援補助金」(島根県)の支援を受けていないもの。

(5)松江市内の以下の施設等を2カ所以上有料で利用するもの。

※施設等の利用は15人以上であること

①観光施設

②体験を提供する施設

③飲食を提供する施設(昼食での利用に限る。)※昼食を提供する旅館、ホテル等、宿泊施設を含む。

※観光施設への有料での入場と併せ、同一施設内で有料での体験をする、または昼食をとる場合は2カ所とみなす。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、1回の送客人数に1人1泊あたり2,000円を乗じた額とし、1人あたり3泊を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、美保飛行場(「米子鬼太郎空港」(鳥取県境港市))および境港を出入国港として利用(出国又は入国のみ利用する場合も含む。)するツアーについては、補助金の交付額は、1回の送客人数に1人1泊あたり1,000円を乗じた額とし、1人あたり3泊を限度とする。

3 同一の旅行業者に対する補助金交付額の合計は1,300,000円を限度とする。

4 申請額が予算額に達し次第、申請受付を終了する。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ツアー開始日までに「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。申請はツアー開始日の60日前から前日まで受け付ける。ただし、申請の最終受付は2027年2月28日までとする。

(1) ツアー日程表(予定)

(2) 送客名簿(予定)

2 前項に規定する交付申請書(様式第1号)について2025年4月1日から2026年3月31日に松江市内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊し、「外国人滞在型観光促進事業補助金」の交付を受けた申請者は押印を省略することができる。

(補助金交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、ただちにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、ツアー終了日の翌日から28日を経過した日、ただし2027年3月出発分については松江市内の宿泊業を営む施設にチェックインした日の翌日から28日を経過した日もしくは2027年3月31日のいずれか早い日までに、「外国人滞在型観光促進事業補助金」実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) ツアー日程表(実績)

(2) 送客名簿(実績)

(3) 宿泊証明書又は宿泊人数及び宿泊料金を証明できる書類

(4) 観光・体験・飲食施設等利用証明書又は施設の利用を証明できる書類

2 前項第1号及び第2号に規定する添付書類は、第6条に規定する補助金交付申請書の添付書類と変更が無い場合にあっては、これを省略することができる。

3 第1項に規定する実績報告書(様式第3号)について2025年4月1日から2026年3月31日に松江市内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊し、「外国人滞在型観光促進事業補助金」の交付を受けた申請者は押印を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、必要な審査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、「外国人滞在型観光促進事業補助金」確定通知書(様式第4号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、事業完了後に補助金の交付を請求できるものとし、補助金の交付を受けようとするときは、「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付請求書(様式第5号)について2025年4月1日から2026年3月31日に松江市内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊し、「外国人滞在型観光促進事業補助金」の交付を受けた申請者は押印を省略することができる。

(補助金の交付)

第12条 前条の当該申請者の指定口座が日本国内の金融機関の口座で請求書を受理した場合、翌月末日に振り込むこととする。

2 前条の当該申請者の指定口座が日本国外の金融機関の口座で請求書を4～6月の間に受理した場合は7月、7～9月の間に受理した場合は10月、10～12月の間に受理した場合は翌年1月、1～3月に受理した場合は4月の末日に送金手続きを行うこととする。

(補助金の取消)

第13条 会長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。